

○忠岡町文化会館運営委員会規則

令和2年3月31日教育委員会規則第2号

忠岡町文化会館運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和32年忠岡町条例第4号)第3条の規定に基づき、忠岡町文化会館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、忠岡町文化会館の管理及び運営に関する事項その他忠岡町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会教育関係団体の者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化会館を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。